

1 果実等生産出荷安定対策事業業務方法書の改正について

<改正理由及び内容>

国の実施要綱及び要領の改正に対応するため、関係する条文を改める。

- ・「新品目・新品種導入実証等事業」が廃止され、これに伴う条文の削除
：旧第5節(P8～10)
- ・中国での火傷病発生による中国産花粉の輸入停止に伴い、国産花粉供給に関する新規事業の条文の追加：第11節(P15)、第13節(P21)
- ・その他所用の改正

新

果実等生産出荷安定対策事業業務方法書(案)

第1条～第2条 (略)

(業 務)

第3条 本会は、定款第3条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。)、持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産生産第3175号・3畜産1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知)別紙3果樹農業生産力増強総合対策(以下「持続的生産要領」という。)、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等実施要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産省事務次官依命通知)別記1の別紙2(以下「先導支援要綱」という。)及び果樹農業強靱化緊急対策実施要領(令和5年11月29日付け5農産第3194号農林水産省農産局長通知。以下「果樹強靱化対策要領」という。)に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

- (1) 果実需給安定対策の推進
- (2) 果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業、花粉安定確保対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要等対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業、果樹緊急総合対策支援事業、果樹先導的取組支援事業(先導支援要綱に基づき実施する事業をいう。以下同じ。)及び花粉供給緊急対策事業(果樹強靱化対策要領に基づき実施する事業をいう。以下同じ。)の実施並びにこれらの事業に対する補助
- (3) 知事が必要と認める業務の実施
- (4) 本条に定める業務に附帯する業務

2～3 (略)

第2章 事業の実施に対する補助

第1節 総則

(事業の実施に対する補助)

第4条 本会は、第3条第1項第2号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業、花粉安定確保対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要等対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業、果樹緊急総合対策支援事業、及び果樹先導的取組支援事業、花粉供給緊急対策事業を実施する者に対して補助する。

第5条～第7条 (略)

旧

果実等生産出荷安定対策事業業務方法書

第1条～第2条 (略)

(業 務)

第3条 本会は、定款第3条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。)、持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産生産第3175号・3畜産1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知)別紙3果樹農業生産力増強総合対策(以下「持続的生産要領」という。)、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等実施要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産省事務次官依命通知)別記1の別紙2の1(以下「先導果樹支援要綱」という。)に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

- (1) 果実需給安定対策の推進
- (2) 果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要等対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業、及び果樹先導的取組支援事業(先導果樹支援要綱)に基づき実施する事業をいう。以下同じ。)の実施並びにこれらの事業に対する補助

(3) 知事が必要と認める業務の実施

(4) 本条に定める業務に附帯する業務

2～3 (略)

第2章 事業の実施に対する補助

第1節 総則

(事業の実施に対する補助)

第4条 本会は、第3条第1項第2号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要等対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業及び果樹先導的取組支援事業を実施する者に対して補助する。

第5条～第7条 (略)

新

(補助金交付の際に附する条件)

第8条 本会は、事業実施者に対して補助金を交付する場合には、次の条件を附する。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）、持続的生産要領、先導支援要綱、果樹強韌化対策要領、中央協会の業務方法書及びこの業務方法書に従わなければならないこと。
- (2) (略)

第9条～第12条 (略)

(支援対象となる担い手)

第13条 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のイの(ア)の①の「産地計画において担い手と定められた者(苗木生産者を含む。)」は、定農業者(農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、果樹園経営計画認定者(果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画の認定を受けた者をいう。)その他当該産地において将来にわたって継続的・安定的に果樹生産を担うことが確実と見込まれる者であるとして、産地計画において担い手と定められた者をいうものとする。

(中央協会が特認する支援対象者)

第14条 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のイの(ア)の⑥の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、2年以内に担い手が所有権若しくは賃借権を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約(継続して8年以上の期間を有するものに限る。)を締結することが確実な農地にかかる取組を行うと中央協会が認める者をいうものとする。

- 2 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のイの(イ)の③の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして推進事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

(整備事業)

第15条 整備事業(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の取組をいう。以下同じ。)の補助対象となる取組は次のとおりとする。

- (1) 優良品目・品種への転換等(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(1)の優良品目・品種への転換等をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア～ウ (略)

エ 省力的な植栽方法とは、整列的な配置等により効果を発揮する植栽等であって、持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(1)のイの(ア)～(キ)に該当しない以下の要件を全て満たすものをいう。

(ア) 産地計画に今後導入すべき技術として定められているか、定められることが確実と見込まれたこと。

(イ) 以下のいずれかを満たすものであること。

a 未収益となる期間の短縮が期待できること。

b 10アール当たりの労働時間について、慣行栽培と比較して10%以上縮減できることが、試験研究結果又は事例で確認できる樹形であること。

c 10アール当たりの収量について、慣行栽培と比較して10%以上増加できることが、試験研究結果又は事例で確認できる樹形であること。

オ～ク (略)

(2)～(5) (略)

(補助金交付の際に附する条件)

第8条 本会は、事業実施者に対して補助金を交付する場合には、次の条件を附する。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)、持続的生産要領、先導果樹支援要綱、中央協会の業務方法書及びこの業務方法書に従わなければならないこと。

(2) (略)

第9条～第12条 (略)

(支援対象となる担い手)

第13条 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のイの(ア)の①の「産地計画において担い手と定められた者」は、定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、果樹園経営計画認定者(果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画の認定を受けた者をいう。)その他当該産地において将来にわたって継続的・安定的に果樹生産を担うことが確実と見込まれる者であるとして、産地計画において担い手と定められた者をいうものとする。

(中央協会が特認する支援対象者)

第14条 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のイの(ア)の⑤の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、2年以内に担い手が所有権若しくは賃借権を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約(継続して8年以上の期間を有するものに限る。)を締結することが確実な農地にかかる取組を行うと中央協会が認める者をいうものとする。

2 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のイの(イ)の④の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして推進事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

(整備事業)

第15条 整備事業(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の取組をいう。以下同じ。)の補助対象となる取組は次のとおりとする。

(1) 優良品目・品種への転換等(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(1)の優良品目・品種への転換等をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア～ウ (略)

エ～キ (略)

エ～キ (略)

(2)～(5) (略)

新

第16条 推進事業（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の(2)の取組をいう。以下同じ。）の支援対象となる取組は、
(削除)

(削除)

大苗育苗ほの設置（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の取組をいう。以下同じ。）とし、次に掲げるものとする。

ア～ウ（略）

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第17条（略）

（推進指導体制等）

第18条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

(1)～(3)（略）

(削除)

第19条（略）

（整備事業実施の要件）

第20条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(4)のアに掲げる要件。

(2) 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること（放任園地発生防止対策の取組を除く。）

ア～イ（略）

ウ 整備事業の実施後1年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園であること。ただし、特認団体（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のイの(ア)の⑥の中央協会が特に必要と認める者をいう。以下同じ。）が改植を実施する場合にあっては実施後2年以内に担い手に集積されることが確実な園地であること。

第16条 推進事業（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の(2)の取組をいう。以下同じ。）の支援対象となる取組は次のとおりとする。

(1) 労働力調整システムの構築（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(1)の取組をいう。以下同じ。）は、臨時雇用のあつせんその他担い手の経営規模の拡大に必要な労働力の供給を行うシステムの構築、新規就農者等のための研修を行うものとする。

(2) 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(2)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア～ウ（略）

(3) 大苗育苗ほの設置（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(3)の取組をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

ア～ウ（略）

(4) 省力技術活用等による生産技術体系構築（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(4)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア～ウ（略）

(5) 販路開拓の推進強化（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(5)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア～ウ（略）

(6) 輸出用果実の生産・流通体系の実証（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(6)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア～イ（略）

(7) 産地の構造改革・生産基盤等強化検討会（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(7)の取組をいう。以下同じ。）は、産地協議会が産地の実情を踏まえた産地計画の改定その他産地の課題解決のための検討会の開催、アンケートの実施、資料の作成等を行うものとする。

第17条（略）

（推進指導体制等）

第18条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

(1)～(3)（略）

(4) 持続的生産要領第5の4に基づき、事業実施者及び支援対象者のうち農業生産活動を実施する者は、みどりのチェックシートを用いた自己点検を実施することとし、本会はこれを適切に指導するものとする。

第19条（略）

（整備事業実施の要件）

第20条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(4)のイに掲げる要件。

(2) 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること（放任園地発生防止対策の取組を除く。）

ア～イ（略）

ウ 整備事業の実施後1年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園であること。ただし、特認団体（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のイの(ア)の⑤の中央協会が特に必要と認める者をいう。以下同じ。）が改植を実施する場合にあっては実施後2年以内に担い手に集積されることが確実な園地であること。

新

(3) 改植、新植、高接、放任園地発生防止対策及び土壌土層改良を実施する場合にあっては、実施面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね2アール以上であること。なお、改植、新植及び高接については地続きであれば1ヶ所として実施面積を判断することができる。ただし、自然災害又は通常の管理では防ぐことができない病虫害・生理障害による被害が発生した場合の改植にあっては、支援対象者ごとの合計面積がおおむね2アール以上(病虫害による被害が発生した婆の改植にあっては、この限りではない。)であること。

(4)～(8) (略)

第21条 (略)

(整備事業の実施計画の手続き)

第22条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 本会は、産地協議会から提出された整備事業実施計画が適切と認められるときは、第2号の産地総括表をもとに都道府県総括表を作成し、あらかじめ知事との協議を了した上で、中央協会と協議するものとする。

また、この場合において、中央協会特認事業、中央協会特認団体がある場合は、これにかかる事業計画を併せて提出し、その承認を受けるものとする。なお、特に事業実施主体が認める場合は、第26条(3)の交付申請と併せて本会に事業実施計画の協議が実施できるものとし、この場合、提出された事業実施計画は、第26条(4)の交付決定の通知により、承認されたものとみなす。

(6)～(10) (略)

第23条～第54条 (略)

(事業実施計画の承認等)

第55条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、第56条の(2)の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。なお、担い手育成型の場合は、第56条の(2)の交付申請と併せて採択基準のチェックリスト(中央協会の業務方法書別紙1)を中央協会に提出するものとする。

(5) (略)

第56条～第61条 (略)

(削除)

(削除)

(3) 改植、新植、高接、放任園地発生防止対策及び土壌土層改良を実施する場合にあっては、実施面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね2アール以上であること。なお、改植、新植及び高接については地続きであれば1ヶ所として実施面積を判断することができる。ただし、自然災害又は通常の管理では防ぐことができない病虫害・生理障害による被害が発生した場合の改植にあっては、支援対象者ごとの合計面積がおおむね2アール以上であること。

(4)～(8) (略)

第21条 (略)

(整備事業の実施計画の手続き)

第22条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 本会は、産地協議会から提出された整備事業実施計画が適切と認められるときは、第2号の産地総括表をもとに都道府県総括表を作成し、あらかじめ知事との協議を了した上で、中央協会と協議するものとする。

また、この場合において、中央協会特認事業、中央協会特認団体がある場合は、これにかかる事業計画を併せて提出し、その承認を受けるものとする。なお、特に事業実施主体が認める場合は、第29条(3)の交付申請と併せて本会に事業実施計画の協議が実施できるものとし、この場合、提出された事業実施計画は、第26条(4)の交付決定の通知により、承認されたものとみなす。

(6)～(10) (略)

第23条～第54条 (略)

(事業実施計画の承認等)

第55条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、第56条の(2)の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。なお、担い手育成型の場合は、第56条の(2)の交付申請と併せて採択基準のチェックリスト(中央協会の業務方法書別紙2)を中央協会に提出するものとする。

(5) (略)

第56条～第61条 (略)

第5節 新品目・新品種導入実証等事業

(事業の内容)

第62条 新品目・新品種導入実証等事業は、近年需要が高まっている国産の醸造用ぶどう等の新たなニーズや、温暖化の影響による栽培適地の変化等に対応するための取組を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

第5節 苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業

(事業の内容)

第62条 優良苗木生産推進事業は、省力樹形の導入等に必要となる優良苗木の生産・供給体制の構築及び苗木生産に必要となる育苗ほの設置等を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

3 前項の事業の支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第1の1の(3)のアに定められた要件を満たす苗木生産コンソーシアム及びイに定められた苗木生産者とする。

(補助対象となる取組等)

第63条 補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅱの第1の1の(4)に示されているとおりとする。

2 補助率は、定額又は1／2以内とする。

(中央協会が特認する支援対象団体)

第63条 持続的生産要領Ⅰの第2の3の(3)「事業実施主体が特に必要と認める団体」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める団体をいうものとする。

(補助対象となる取組等)

第64条 補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅰの第2の4に示されているとおりとする。

2 補助率は、定額とする。ただし、1地区の補助金額の上限は1千万円とする。

(事業実施計画の承認)

第65条 支援対象者は、持続的生産要領Ⅰの第2の7の(1)の新品目・新品種導入実証等事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、持続的生産要領Ⅰの第2の10の(1)の交付申請と併せて本会に提出する。

2 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、第66条の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。

3 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、第66条の交付決定の通知と合わせ、速やかに取組主体に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第66条 本会は、持続的生産要領Ⅰの第2の10の(2)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第67条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。

(2) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央協会に提出するものとする。

(3) 本会は、中央協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。

第6節 優良苗木生産推進事業

(事業の内容)

第68条 優良苗木生産推進事業は、省力樹形の導入等に必要となる優良苗木の生産・供給体制の構築及び苗木生産に必要となる育苗ほの設置等を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

3 前項の事業の支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第1の3に定められた要件を満たす苗木生産コンソーシアムとする。

(補助対象となる取組等)

第69条 補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅱの第1の4に示されているとおりとする。

2 補助率は、定額又は1/2以内とする。

新

(事業実施計画の承認)

第64条 支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第1の1の(6)の優良苗木生産推進事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、持続的生産要領Ⅱの第1の1の(11)のアの交付申請と併せて本会に提出する。

- 2 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、第65条の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。
- 3 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、第65条の交付決定の通知と合わせ、速やかに支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付及び額等)

第65条 本会は、持続的生産要領Ⅱの第1の(11)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第66条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。
- (2) (略)
- (3) 本会は、中央協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。

(事業実施状況の報告等)

第67条 支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

- 2 (略)

(事業の評価)

第68条 支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

- 2 (略)

第6節 花粉安定確保対策事業

(事業の内容)

第69条 花粉安定確保対策事業は、海外からの輸入花粉に依存している品目について、海外での病害の発生等による花粉不足のリスクを軽減し、国内での花粉の安定的な生産・供給を図るため、花粉専用樹の新植・改植や機械のリース導入等を行う事業とする。

- 2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(中央協会が特認する支援対象者)

第70条 持続的生産要領Ⅱの第2の3の(9)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

(事業実施計画の承認)

第70条 苗木生産コンソーシアムは、持続的生産要領Ⅱの第1の8の(1)の優良苗木生産推進事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、持続的生産要領Ⅱの第1の11の(1)の交付申請と併せて本会に提出する。

2 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、第71条の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。

3 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、第71条の交付決定の通知と合わせ、速やかに苗木生産コンソーシアムに通知するものとする。

(補助金の交付及び額等)

第71条 本会は、持続的生産要領Ⅱの第1の11の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第72条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) 苗木生産コンソーシアムは、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。

(2) (略)

(3) 本会は、中央協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、苗木生産コンソーシアムに通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに苗木生産コンソーシアムに補助金を交付するものとする。

(事業実施状況の報告等)

第73条 苗木生産コンソーシアムは、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

2 (略)

(事業の評価)

第74条 苗木生産コンソーシアムは、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

2 (略)

第7節 花粉専用園地育成推進事業

(事業の内容)

第75条 花粉専用園地育成推進事業は、海外からの輸入花粉に依存している品目について、海外での病害の発生等による花粉不足のリスクを軽減し、国内での花粉の安定的な生産・供給を図るため、花粉専用樹の新植・改植や機械のリース導入等を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(中央協会が特認する支援対象者)

第76条 持続的生産要領Ⅱの第3の3の(4)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

新

(補助対象となる取組等)

第71条 補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、持続的生産要領Ⅱの第2の4に示されているとおりとする。

2 (略)

(事業実施計画の承認等)

第72条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第2の5の花粉安定確保対策事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、持続的生産要領Ⅱの第2の9の(1)の交付申請と併せて産地協議会に提出する。
- (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち小規模園地整備及び改植・新植に関する取組について、第75条に定めるところにより事前確認を行うものとする。
- (3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、その旨を支援対象者に通知し、支援対象者は、当該計画を第73条の交付申請と併せて、本会に提出する。
- (4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、中央協会に第73条の交付申請と併せて、協議するものとする。
- (5) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、第73条の交付決定の通知と合わせ、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第73条 本会は、持続的生産要領Ⅱの第2の9の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これをとりまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第74条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) (略)
- (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第75条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。
- (3)～(4) (略)

(産地協議会による事前確認及び事後確認)

第75条 第72条第2号の事前確認及び第74条第2号の事後確認は、次により行うものとする。

(1)～(2) (略)

第76条～第77条 (略)：条文番号変更

(補助金交付事務の委任)

第78条 支援対象者は、第73条及び第74条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(補助対象となる取組等)

第77条 補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、持続的生産要領Ⅱの第3の4に示されているとおりとする。

2 (略)

(事業実施計画の承認等)

第78条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第3の5の花粉専用園地育成推進事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、持続的生産要領Ⅱの第3の9の(1)の交付申請と併せて産地協議会に提出する。

(2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち小規模園地整備及び改植・新植に関する取組について、第81条に定めるところにより事前確認を行うものとする。

(3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、その旨を支援対象者に通知し、支援対象者は、当該計画を第79条の交付申請と併せて、本会に提出する。

(4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、中央協会に第79条の交付申請と併せて、協議するものとする。

(5) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、第79条の交付決定の通知と合わせ、速やかに産地協議会を經由して支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第79条 本会は、持続的生産要領Ⅱの第3の9の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第80条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第81条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。

(3)～(4) (略)

(産地協議会による事前確認及び事後確認)

第81条 第78条第2号の事前確認及び第80条第2号の事後確認は、次により行うものとする。

(1)～(2) (略)

第82条～第83条 (略)：条文番号変更

(補助金交付事務の委任)

第84条 支援対象者は、第79条及び第80条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

新

第7節 果汁特別調整保管等対策事業

第79条 (略)：条文番号変更

第8節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

第80条～第81条 (略)：条文番号変更

第9節 果実加工需要等対応産地強化事業

第1款 国産果実競争力強化事業

第82条 国産果実競争力強化事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、国際環境の変化を受け輸入オレンジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び需要調査の実施、過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果樹を対象に高品質果汁等製造設備の導入、新製品・新技術の開発促進等を推進する取組

- (2) 果実加工品等の全国段階での需要拡大の取組

2 (略)

第83条 (略)：条文番号変更

第2款 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

第84条～第85条 (略)：条文番号変更

第10節 果実輸送技術実証支援事業

第86条～第87条 (略)：条文番号変更

第11節 国産花粉緊急確保実証事業

(事業の内容)

第88条 国産花粉緊急確保事業は、果樹緊急総合対策支援事業として農産局長が別に定めるところにより、翌年度の開花期に必要な人工授粉用のなし及びりんご花粉を緊急的に確保するため、支援対象者が実施する、産地が一体となった花粉確保のための体制構築の取組及び剪定枝等を活用した花粉採取技術の実証等に要する経費を補助する事業とする。

- 2 本事業の事業実施者、支援対象者、補助対象となる取組、補助対象経費、補助率、成果目標及び推進指導體制は、農産局長が別に定めるところによる。

(事業実施計画の手続き)

第89条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、農産局長が別に定めるところにより行うものとする。

(補助金の交付申請)

第90条 本事業の補助金交付の申請手続きは、農産局長が別に定めるところにより行うものとする。

- 2 本会は、中央協会から、補助金の交付決定通知と併せて事業実施計画を承認する旨通知がなされた場合、支援対象者に対して速やかに通知するものとする。

旧

第8節 果汁特別調整保管等対策事業

第85条 (略) : 条文番号変更

第9節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

第86条～第87条 (略) : 条文番号変更

第10節 果実加工需要等対応産地強化事業

第1款 国産果実競争力強化事業

第88条 国産果実競争力強化事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、国際環境の変化を受け輸入オレンジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び需要調査の実施、過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果樹を対象に高品質果汁等製造設備の導入、新製品・新技術の開発促進、国産果実の供給が脆弱な春期に出荷が可能な技術の導入等を推進する取組

(2) 果実加工品等の全国段階での需要拡大の取組

2 (略)

第89条 (略) : 条文番号変更

第2款 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

第90条～第91条 (略) : 条文番号変更

第11節 果実輸送技術実証支援事業

第92条～第93条 (略) : 条文番号変更

(新 規)

(新 規)

(新 規)

(新 規)

新

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第91条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。
- (2) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央協会に提出するものとする。
- (3) 本会は、中央協会から補助金の額の確定と支払に関する通知がなされた場合、速やかに支援対象者に対して補助金を交付するものとする。

(事業の実施状況報告、評価及び収益納付)

第92条 事業の実施状況報告、評価及び収益納付の手続きは、農産局長が別に定めるところによるものとする。

第12節 果樹先導的取組支援事業

(事業の内容)

第93条 果樹先導的取組支援事業は、先導支援要綱に基づき、労働生産性の向上が見込まれる取組に対し支援する事業とする。

(補助対象となる取組)

第94条 補助対象となる取組は、以下のとおりとする。

- (1) 第15条の(1)で定める省力樹形や省力的な植栽方法、優良品目・品種への転換等(改植・新植と一体として行う果樹棚の整備を含む。)及び本事業による改植・新植に伴い発生する未収益期間における幼木管理
 - (2)～(5) (略)
 - (6) 技術実証・展示(社会情勢や自然環境等の変化に対応し、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証及び新技術等の展示ほの設置をいう。以下同じ)
 - (7) 品質向上(慣行栽培から有機栽培への転換に必要な資材の導入並びに残留農薬分析をいう。)
 - (8) 品目等転換検討・調査(果樹から茶又は花きへの転換を図るための市場調査等の実施及び有識者等を交えた検討をいう。)
 - (9) 栽培環境整備(果樹から茶又は花きへの転換後に新たに必要となる生産資材等の導入をいう。)
 - (10) 研修の開催等(新技術の実証や導入後等に行う研修の開催や栽培マニュアルの作成、果樹から茶又は花きへの転換先の品目の販路開拓に必要な広報資材の作成等をいう。)
 - (11) 推進事務((1)から(10)までの取組を実施するための指針事務をいう。)
- 2 補助金の補助率は、支援対象者が行う取組の必要な経費の1/2以内とする。ただし、改植・新植に伴い発生する未収益期間における幼木管理に必要な経費については定額(22万円/10a)とし、品目等転換検討・調査、栽培環境整備、研修の開催等及び本会が行う取組である推進事務に必要な経費については定額とする。
- 3 果樹先導的取組支援事業の未収益期間の幼木管理支援の対象となる取組については、第45条を準用する。

(中央協会が特認する支援対象者)

第95条 先導支援要綱 I の第 2 の 3 の (6) の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、先導支援要綱第 2 の 1 の (1)、(2)、(3)、(6)、(7)、(8) 及び (9) の取組については、第14条第 1 項で中央協会が認める者とし、先導支援要綱第 2 の 1 の (4)、(5) 及び (10) の取組については、第14条第 2 項で中央協会が認める者とする。

旧

(新 規)

(新 規)

第12節 果樹先導的取組支援事業

(事業の内容)

第94条 果樹先導的取組支援事業は、先導果樹支援要綱に基づき、労働生産性の向上が見込まれる取組に対し支援する事業とする。

(補助対象となる取組)

第95条 補助対象となる取組は、以下のとおりとする。

(1) 第15条の(1)で定める省力樹形や優良品目・品種への転換等(改植・新植と一体として行う果樹棚の整備を含む。)及び本事業による改植・新植に伴い発生する未収益期間における栽培管理

(2)～(5) (略)

(6) 社会情勢や自然環境等の変化に対応し、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証

(新 規)

(新 規)

(新 規)

(新 規)

(新 規)

2 補助金の補助率は、支援対象者が行う取組の必要な経費の1/2以内とする。ただし、改植・新植に伴い発生する未収益期間における栽培管理に必要な経費については定額(22万円/10a)とする。

3 果樹先導的取組支援事業の未収益期間の栽培管理支援の対象となる取組については、第45条を準用する。

(中央協会が特認する支援対象者)

第96条 先導果樹支援要綱第2の4の(5)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、先導果樹支援要綱第2の1の(1)、(2)及び(3)の取組については、第14条第1項で中央協会が認める者とし、先導果樹支援要綱第2の1の(4)の取組については、第14条第2項で中央協会が認める者とする。

新

(事業実施計画の手続き)

第96条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、先導支援要綱 I の第 5 の 2 の果樹先導的取組支援事業実施計画(以下、本節において「先導果樹実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出する。

また、先導支援要綱第 2 の 1 の (4) のうち技術の実証の取組を、先導支援要綱 I の第 2 の 3 の (4)の支援対象者が行う場合は、農地中間管理機構を通じて行うものとする。

(2)～(5) (略)

第97条 (略)：条文番号変更

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第98条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第99条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。

(3)～(4) (略)

(5) 先導支援要綱 I の第 2 の 3 の (4)の支援対象者の場合及び同一の園地において改植等を行う者と異なる者が未収益期間の幼木管理支援を受けようとする場合にあつては、改植等を行った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証する書面を提出するものとする。

(産地協議会による事前確認、事後確認並びに 4 年後及び 8 年後の確認)

第99条 第96条の(2)の事前確認及び第98条の(2)の事後確認は、次により行うものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 4 年度及び 8 年後の確認は、第33条に準じて行う。

(4) 先導支援要綱 I の第 4 の (3) の要件の確認は、前号の 4 年度の確認と併せて行う。ただし、先導支援要綱第 2 の 1 の (4) のうち技術の実証の取組については事業実施の翌年度までに確認すること。

(補助金交付事務の委任)

第100条 支援対象者は、第97条及び第98条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(大規模実証の取組に係る実施体制)

第101条 第94条の(6)の取組の実施にあつては、県や生産出荷団体等により組織する協議会等により、試験区の設定、事業の評価、検証を行うこととし、その内容を本会に報告するものとする。

2 先導支援要綱 I の第 2 の 2 の (3)において生産出荷団体その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となる場合は、中央協会は、あらかじめ農林水産省と協議するものとする。この場合、前項の報告は、事業実施者から中央協会に直接行うものとする。

(事業実施計画の手続き)

第97条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、先導果樹支援要綱第3の2の先導的果樹経営支援事業実施計画(以下、本節において「先導果樹実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出する。

また、先導果樹支援要綱第2の1の(4)の取組を、先導果樹支援要綱第2の4の(3)の支援対象者が行う場合は、農地中間管理機構を通じて行うものとする。

(2)～(5) (略)

第98条 (略)：条文番号変更

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第99条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第100条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。

(3)～(4) (略)

(5) 先導果樹支援要綱第2の4の(3)の支援対象者の場合及び同一の園地において改植等を行う者と異なる者が未収益期間の栽培管理支援を受けようとする場合にあつては、改植等を行った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証する書面を提出するものとする。

(産地協議会による事前確認、事後確認並びに4年後及び8年後の確認)

第100条 第97条の(2)の事前確認及び第99条の(2)の事後確認は、次により行うものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 4年度及び8年後の確認は、第33条に準じて行う。また、4年後の確認と併せて、先導果樹支援要綱第2の5の(3)の要件が満たされていることを確認する。ただし、先導果樹支援要綱第2の1の(3)の取組については事業実施の翌年度までに確認すること。

(新規)

(補助金交付事務の委任)

第101条 支援対象者は、第98条及び第99条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(大規模実証の取組に係る実施体制)

第102条 第95条の(6)の取組の実施にあつては、県や生産出荷団体等により組織する協議会等により、試験区の設定、事業の評価、検証を行うこととし、その内容を本会に報告するものとする。

2 先導果樹支援要綱第2の3の(3)において生産出荷団体その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となる場合は、中央協会は、あらかじめ農林水産省と協議するものとする。この場合、前項の報告は、事業実施者から中央協会に直接行うものとする。

第13節 花粉供給緊急対策事業

(事業の内容)

第102条 花粉供給緊急対策事業は、果樹強靱化対策要領に基づき、国産花粉を確保するための以下の取組に対して支援する事業とする。

(1) 花粉の安定生産に向けた産地の取組

(2) 花粉の全国流通等に向けた取組のうち花粉節約技術の実証

2 本事業の事業実施者、支援対象者、補助対象となる取組、補助対象経費、補助率、成果目標及び推進指導体制は、果樹強靱化対策要領の定めるところによるものとする。

(事業実施計画の手続き)

第103条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、果樹強靱化対策要領の第8の1の(2)に定めるところにより行うものとする。なお、支援対象者は、事業実施計画の提出と併せて取組状況確認シート(中央協会の業務方法書別紙2)を本会に提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第104条 本事業の補助金交付の申請手続きは、果樹強靱化対策要領の第10に定めるところにより行うものとする。

2 本会は、果樹強靱化対策要領の第8の1の(2)に定めるところにより提出された事業実施計画と補助金交付の各申請を中央協会に対して行い、同協会から補助金の交付決定通知と併せて事業実施計画を承認する旨の通知がなされた場合、支援対象者に対して速やかに通知するものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第105条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。

(2) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央協会に提出するものとする。

(3) 本会は、中央協会から補助金の額の確定と支払に関する通知がなされた場合、速やかに支援対象者に対して補助金を交付するものとする。

(事業の実施状況報告、評価及び収益納付)

第106条 事業の実施状況報告、評価及び収益納付の手続きは、果樹強靱化対策要領に定めるところによるものとする。

(都道府県推進事務費)

第107条 本会は、果樹に関する情報の収集・提供及び第3条第1項第1号から第2号(ただし、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業及び花粉安定確保対策事業を除く。)までに掲げる事業等の円滑な推進に資するため、中央協会に対し都道府県推進事務費の交付を申請する。

第108条～第111条 (略)：条文番号変更

旧

(新 規)

(新 規)

(新 規)

(新 規)

(新 規)

(新 規)

(都道府県推進事務費)

第103条 本会は、果樹に関する情報の収集・提供及び第3条第1項第1号から第2号(ただし、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業及び花粉専用園地育成推進事業を除く。)までに掲げる事業等の円滑な推進に資するため、中央協会に対し都道府県推進事務費の交付を申請する。

第104条～第107条 (略)：条文番号変更

新

(財産処分等の手続)

第112条 事業実施者(果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業、花粉安定確保対策事業、果樹緊急総合対策支援事業、果樹先導的取組支援事業及び花粉供給緊急対策事業にあつては支援対象者。以下同じ。)は、事業により取得し、又は効用の増加した財産(ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。)について、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間(ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間)内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところに準じ、本会の承認を受けなければならない。

また、本会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央協会の承認を受けなければならない。

2 事業実施者は、果樹経営支援対策事業又は果樹先導的取組支援事業により改植(移動改植及び補植改植を含む。)、新植、高接又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、新植若しくは高接に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種(産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く)への植栽、果樹未収益期間支援事業の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業(果樹先導的取組支援事業による未収益期間の幼木管理支援を含む。以下同じ。)の対象とならない品目・品種等への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき(ただし、第48条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証する書面がすでに提出されている場合を除く。)又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。

3 事業実施者は、花粉安定確保対策事業により改植又は新植が行われた果樹園において実施された改植又は新植に係る補助金の交付の翌年度から起算して4年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。

4～7 (略)

第113条～第116条 (略) : 条文番号変更

(附則)

1 この業務方法書は、令和6年6月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(財産処分等の手続)

第108条 事業実施者(果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業及び果樹先導的取組支援事業にあつては支援対象者。以下同じ。)は、事業により取得し、又は効用の増加した財産(ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。)について、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間(ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間)内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところに準じ、本会の承認を受けなければならない。

また、本会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央協会の承認を受けなければならない。

2 事業実施者は、果樹経営支援対策事業又は果樹先導的取組支援事業により改植(移動改植及び補植改植を含む。)、新植、高接又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、新植若しくは高接に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種(産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く)への植栽、果樹未収益期間支援事業の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業(果樹先導的取組支援事業による未収益期間の栽培管理支援を含む。以下同じ。)の対象とならない品目・品種等への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき(ただし、第48条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証する書面がすでに提出されている場合を除く。)又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。

3 事業実施者は、花粉専用園地育成推進事業により改植又は新植が行われた果樹園において実施された改植又は新植に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。

4～7 (略)

第109条～第112条 (略)：条文番号変更